

タクシー等配車アプリの配車位置に関するガイドライン

はじめに

近年、配車アプリの普及によりタクシー利用の利便性は向上している一方で、配車位置の多様化に伴い、従来想定されていなかった場所での乗降が見受けられます。

その中には、道路交通法において停車・駐車が禁止されている場所等があり、乗務員が意図せず法令違反となるおそれがあります。

本ガイドラインは、こうした状況を踏まえ、安全かつ適正な輸送サービスを確保することを目的として、配車位置として注意を要する場所等を整理したものです。

配車アプリ（タクシー事業者が自ら運営するものを含む）事業者の皆様におかれましては、安全かつ適法な場所への配車指定にご協力をお願いいたします。

1. 配車位置として注意を要する点について

①道路交通法等の遵守

法令により停車及び駐車が禁止、制限されている場所については、配車位置として指定されないようご配慮をお願いいたします。特に、以下のような場所への配車指定が見受けられますので、十分ご配慮ください。

- ・交差点及びその端から5メートル以内の場所
- ・バス停及びその付近

②タクシー業務適正化特別措置法第43条に定める乗車禁止地区（「北新地」「南地」）の規則の遵守

タクシー業務適正化特別措置法第43条に基づき指定された地区及び時間においては、指定されたタクシー乗り場以外での乗車が禁止されていますので、ご注意ください。

③鉄道駅、空港、病院、ホテル等の乗り場規則の遵守

施設管理者等が個別の規則を定めている場合があります。配車位置については、これらの規則に従い、適切に指定いただくようお願いいたします。

2. 配車アプリ事業者の皆様へのお願い

利用者による不適切な配車位置の指定の防止のため、利用者への周知や注意喚起、配車位置の制限等についてご協力をお願いいたします。